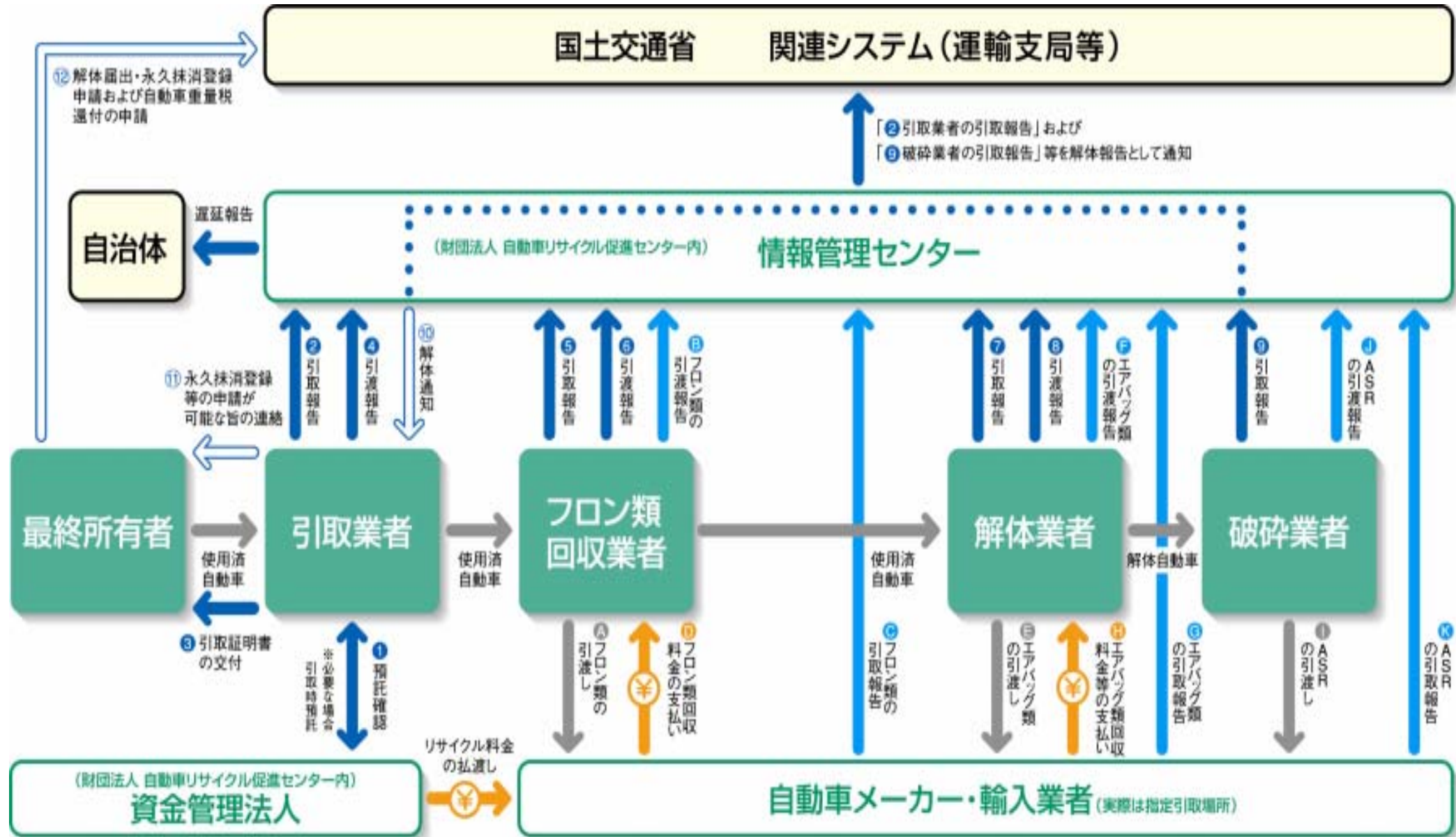


# 自動車リサイクル法に関する 主なQ&A

～ 使用済自動車（廃車）の引取りと中古車の売買編 ～

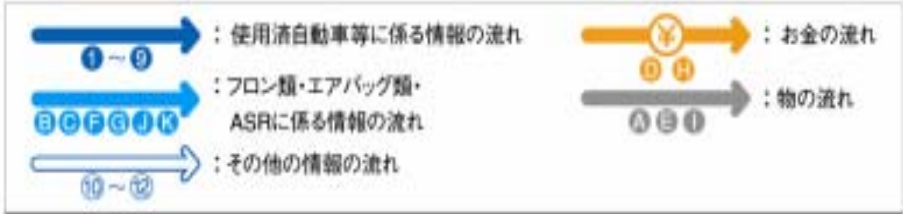
経済産業省 環境省  
（財）自動車リサイクル促進センター

# 自動車リサイクルシステムの概念図



**留意点**

- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
- ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。



# 使用済自動車（廃車）の引取りについて

Q 1 使用済自動車（廃車）の引取りを行うためには、事業の開始前に何を  
する必要がありますか？

( A )

1 . 都道府県知事等への登録

自動車リサイクル法では、使用済自動車を引き取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要とされています。

各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル担当窓口にてご登録下さい。

自動車リサイクル法の「引取業者」の登録を受けて頂くと、都道府県等から自動車リサイクル法の引取業の登録番号等が記載された「登録番号通知書」が送付されますので、この内容をご確認下さい。これは自動車リサイクルシステムへの事業者登録に必要となります。

都道府県知事等への登録はQ 3へ

2 . 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

本年1月1日以降使用済自動車を引き取る場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため、都道府県等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はQ 4へ

3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への登録及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した方は、ご自身の保有するパソコンで預託確認・電子マニフェストによる引取・引渡報告の練習が可能となりますので、実際に預託確認、引取・引渡報告を行う前にこれ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。

Q 2 都道府県知事等への登録を受けずに使用済自動車の引取りを行った場合、何か罰則はありますか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法の罰則が適用

都道府県知事等への登録を行わずに使用済自動車を引き取った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

また、本年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の引取業者の登録を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の引取業者の登録を行っておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

2 . 都道府県知事等への登録・自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了するまでの対応について

使用済自動車の引取りを行うためには、都道府県知事等への引取業者の登録を受けることが必要とされており、これは年間1台でも使用済自動車を引き取る場合には必要となります。

また、使用済自動車の引取り・引渡しの際に必要な預託確認、引取・引渡報告を行うためには自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となりますが、これに関しては申込みから登録完了まで一定期間が必要です。

都道府県知事等への引取業者の登録及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了していない事業者が、お客様から使用済自動車の引取りを求められた場合は、これを使用済自動車として引き取るのではなく中古車として下取ることをお客様と相談するか、又は都道府県知事等の登録を受けた他の引取業者の方を紹介するようにして下さい。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 9へ

Q 3 法律上の引取業者としての都道府県知事又は保健所設置市への登録はどのように行うのですか？

( A )

#### 1 . 登録の申請窓口

新たに引取業者としての登録を受ける場合は、使用済自動車を引き取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県又は保健所設置市の自動車リサイクル法担当課室( )に申請を行います。

( )各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル法担当課室については、P 3 1 参照。  
なお、申請を行う前に事前に必ず一度ご連絡し、必要書類等の確認をして頂くようお願い致します。

#### 2 . 登録の申請に必要な書類

( 1 ) 登録の申請書

( 「引取業」を行う事業所が複数ある場合には、全ての事業所を記載 )

( 2 ) 添付書類

欠格要件に該当しないことを誓約する書面

申請者が、個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記簿の謄本(申請者が未成年である場合には法定代理人の住民票の写し)

カーエアコンにフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を説明する書類

具体的には、次のいずれかで可。

一 装備の有無や事故による車両破損時等の確認方法を記載した書類

一 カーエアコンに関して十分な知見を有する者が確認可能であることを示す書類

( 例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等 )

## Q 4 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？

( A )

### 1 . 登録申込書の入手方法

自動車リサイクルシステムの登録申込書は、「事業者情報登録センター」「(社)日本自動車販売協会連合会各支部」「(社)全国軽自動車協会連合会都道府県地区事務取扱所」「各都道府県中古車販売協会」「各都道府県自動車整備振興会」「各都道府県等の自動車リサイクル法担当窓口」で入手して頂くことが可能です。

( ) 事業者情報登録センター

問い合わせ先：03 - 5673 - 7403 (平日9:00 ~ 20:00 土日祝休)

### 2 . 登録に必要な書類

( 1 ) 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入
- 事業所情報記入用紙：引取業を行う事業所数と同枚、必要事項を記入

( 2 ) 添付書類

- 都道府県知事等から既に送付されている引取業者としての登録通知書の写し
- 郵便局自動払込利用申込書

### 3 . 必要書類の郵送

上記の必要書類を「事業者情報登録センター ( )」へ郵送して下さい。

( ) 事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125 - 0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

(注) なお、上記の2種類の登録申込書については、郵送頂いた後に事業者情報登録センターから記載事項を確認させて頂く場合がありますので、郵送頂く際にはコピーをとって写しを保管するようにして下さい。

### 4 . 登録に必要な日数

登録のための申込書・添付書類の確認にはある程度の日数が必要となります。このため、早期の登録申込みを行って頂くようお願い致します。

## Q 5 引取業者は本年1月1日以降何を行う必要がありますか？

(A)

### 1. 標識の掲示

タテ・ヨコ20cm以上の大きさを、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

### 2. 装備・預託確認と引取時預託

使用済自動車を引き取る際に、フロン類、エアバッグ類の装備の有無を確認して、これをパソコン画面上で入力し、リサイクル料金が預託されているか否かを確認。

(リサイクル料金が預託されていないと、使用済自動車を引き取れません。)

リサイクル料金が預託されていない場合は、コンビニエンスストア・郵便局を利用したりリサイクル料金の支払いを実施。

### 3. 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

### 4. 引取証明書の交付

最終所有者に対し、使用済自動車を引き取ったことを証明する書面を交付。

リサイクル券が有る場合、B券の活用が可能。リサイクル券が無い場合、専用の様式を電子マニフェストシステムを利用して印刷し、これを活用することが可能。

### 5. 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

### 6. 使用済自動車が確実に解体されたことを確認し、最終所有者に通知

本年1月1日以降に使用済自動車として引取業者が引き取ったクルマについては、

最終所有者は、道路運送車両法の永久抹消登録・解体届出を行う

車検の残存期間に応じて自動車重量税が最終所有者に還付される

こととなっています。

上記は、使用済自動車が解体されたことが確認されて初めて手続きが可能となり、その状況については引取業者がパソコン画面上で確認し、最終所有者に通知することが必要。

引取業者の実務詳細については、<http://www.jarp.org/06/shiryu02.html> 参照



# 「引取証明書」の交付について

引取報告後、最終所有者に使用済自動車一台ごと引取証明書を交付することが必要。  
 リサイクル券が有る場合、B券の活用が可能。リサイクル券が無い場合、専用の様式を電子マニフェストシステムを利用して印刷し、これを活用することが可能。

**[A券] 預託証明書 (リサイクル券)** XXXXXXX

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	シュレッダーダスト料金	¥
車台番号	△△△-XXXXXXXX	エアバッグ料	¥
車名	〇〇〇〇	フロン料	¥
		情報管理料	¥
		預託金額合計	¥

財団法人 自動車リサイクル  
 2005年1月8日  
 事務処理番号: 1-1234567890<45>

**リサイクル券を利用**

**[B券] 使用済自動車引取証明書**

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX	引取日	年 月 日
車台番号	△△△-XXXXXXXX	引取者	氏名・名称
車名	〇〇〇〇	引取業者	登録番号
預託金額	¥ (消費税込み)	引取業者	氏名・名称 印
		引取業者	事業所名称
		引取業者	所在地
		引取業者	TEL

※本券[B券]は使用済自動車の再買戻し等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に前条第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

引取時 > 預託確認 > 預託状況表示 (MFS0051)

事業所コード: 22202202228  
 事業所名: 東京販売 (株)  
 事業所名: 東京販売 (株) 東京営業所

メニューに戻る

1. 車両情報

車台番号	△△△-XXXXXXXX
登録番号/車両種	

2. 車両実車整備情報

フロン類	西	エアバッグ類	東
------	---	--------	---

情報管理料 ¥0.000  
 合計 ¥00.000

パソコンから出力 (印刷)

Adobe Reader: J:\MFS0051.pdf

使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号	1111-1111-1111	引取日	年 月 日
車台番号	AA111-011011	引取者	氏名・名称
車名	△△△	引取業者	登録番号
預託金額	¥00.000 (消費税)	引取業者	氏名・名称 印
		引取業者	事業所名称
		引取業者	所在地
		引取業者	TEL

資金管理網金受領証

リサイクル券番号	1111-1111-1111	金額	¥000
車台番号	AA111-011011	引取業者	氏名・名称
車名	△△△	引取業者	登録番号

印刷報告車両情報

移動報告番号	1111-1111-1111
車台番号	AA111-011011
車名	△△△

必要事項を記入し最終所有者へ交付

## Q 6 リサイクル料金の具体的水準は？

( A )

- 1 . リサイクル料金は、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル・破壊に必要な費用として自動車メーカー・輸入業者が設定するものです。  
シュレッダーダストの発生量、エアバッグ類の個数等はクルマごとに異なるため、リサイクル料金は各自動車メーカー等毎、個々の自動車毎に異なります。
- 2 . 国内自動車メーカーが設定・公表しているリサイクル料金の水準はおおむね以下のとおりです。詳細は各自動車メーカー等のホームページを参照下さい。また、自動車1台毎のリサイクル料金の額については、自動車リサイクルシステムホームページ (<http://www.jars.gr.jp/>) にて照会することが可能であり、運輸支局等内または近傍の団体に設置されている自動車リサイクル専用端末でもリサイクル料金の照会が可能です。

区分	リサイクル料金の水準 ( 3 品目合計 )
普通乗用車 エアバッグ 4 個、フロン有り	1 万円 ~ 1 万 8 千円程度
軽・小型乗用車 エアバッグ 4 個、フロン有り	7 千円 ~ 1 万 6 千円程度
中・大型トラック 平ボディ、エアバッグ 2 個、フロン有り	1 万円 ~ 1 万 6 千円程度
大型路線・観光バス エアバッグ 2 個、フロン有り	4 万円 ~ 6 万 5 千円程度

- ( ) 上記に加え、資金管理料金 3 8 0 円 ( 新車時 ) または 4 8 0 円 ( 車検時・廃車時 )  
情報管理料金 1 3 0 円  
のお支払いが必要です。

## Q7 使用済自動車からの部品取りについてはどうなりますか？

(A)

### 1. 使用済自動車からの部品取りには解体業の許可が必要

自動車リサイクル法においては、使用済自動車からの部品取りを行う場合、都道府県知事・保健所設置市長から解体業の許可を受けることが義務付けられています。

許可基準の概要は以下のとおり。

#### [ 施設基準 ]

- コンクリート床面、油水分離装置等が設置された解体作業場を保有すること
- 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車の保管場所を保有すること 等

#### [ 能力基準 ]

- 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従業員へ周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業の継続できると判断されること

ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されません。

### 2. 解体業者には再資源化基準が適用

また、許可を受けた解体業者には、自動車リサイクル法において定められる再資源化基準として以下も義務付けられます。

- エアバッグ類の取外回収又は車上作動処理
- バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等の回収・再資源化

### 3. 無許可での使用済自動車からの部品取りについては罰則が適用

都道府県知事等から解体業の許可を受けずに使用済自動車からの部品取りを含め解体を行った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。また、本年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

Q 8 使用済自動車として引き取った後の再販（中古新規登録・検査）、中古車としての輸出は可能ですか？

（ A ）

- 1 . 使用済自動車として引き取った場合、その後の再販、中古車輸出は原則不可  
引取業者が使用済自動車として引き取り、電子マニフェストによる引取報告を行った場合、その情報は情報管理センターから国土交通省等に報告され、その後中古新規登録・検査、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出は不可能となります。このため、使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は不可となり、中古車として下取った自動車のみその後の再販、中古車輸出が可能となります。

また、中古車として下取った場合と、使用済自動車として引き取った場合は、リサイクル料金に関するやり取りが異なります。このため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、改めてお客様とのリサイクル預託金相当額に関するやり取りが発生することとなり、この点からも使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は極めて困難となります。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 9 へ

さらに、使用済自動車として引き取った場合、車検証の残存期間に応じた自動車重量税の還付制度が創設されたため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、お客様に対して自動車重量税の還付が受けられなくなることをご納得頂くことも必要となります。

自動車重量税の還付制度についてはQ 1 0 へ

Q 9 使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いは何ですか？

( A )

1 . リサイクル料金に関するやり取りの違い

( 1 ) 中古車として下取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 車両価格のみを譲渡者（お客様）にお支払いします。リサイクル料金に関するやり取りはありません。

リサイクル料金が預託済みの場合

- 車両価格に加えリサイクル預託金（ ）相当額を譲渡者（お客様）に中古車売買代金に含めて支払うことが必要です。

（ ）リサイクル預託金： a シュレッダーダスト料金、 b エアバッグ類料金、 c フロン類料金、 d 情報管理料金の合計額（ e 資金管理料金は含まない）

( 2 ) 使用済自動車として引き取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 最終所有者（お客様）にリサイクル料金をお支払い頂くことが必要です。

リサイクル料金預託済みの場合

- リサイクル料金に関するやり取りはありません。

2 . 自動車重量税還付制度の存在

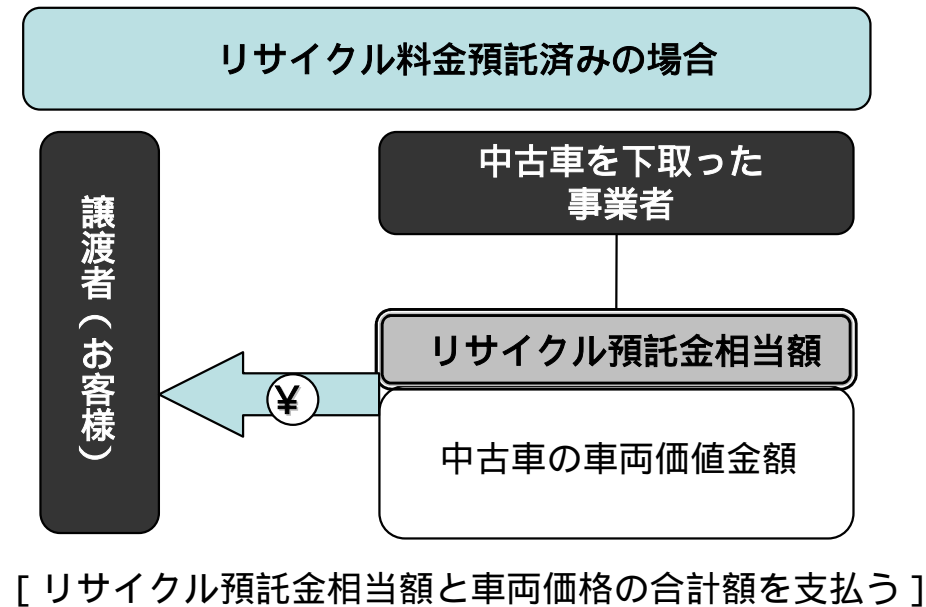
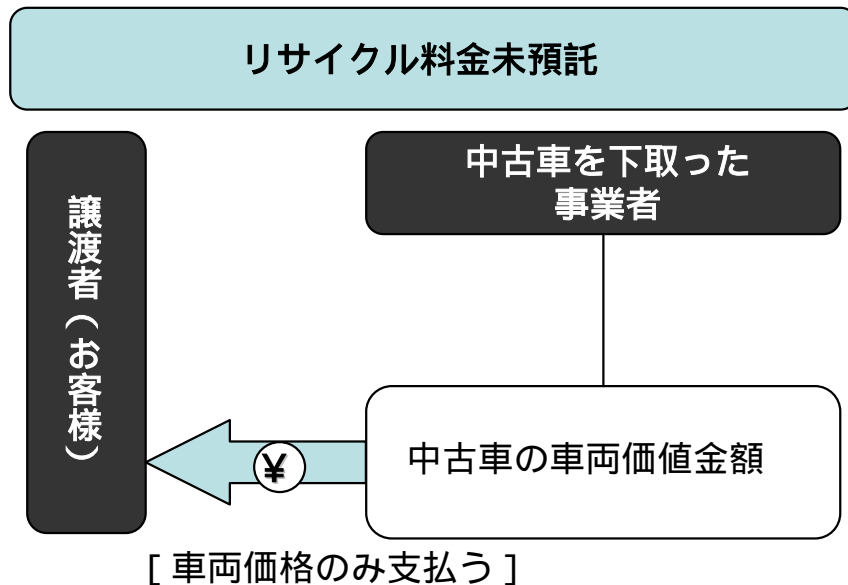
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車の車検証の残存期間に応じて自動車重量税の還付が受けられます。（中古車流通時には、自動車重量税の還付制度はありません。） 詳細はQ 1 1へ

3 . 道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出の必要性

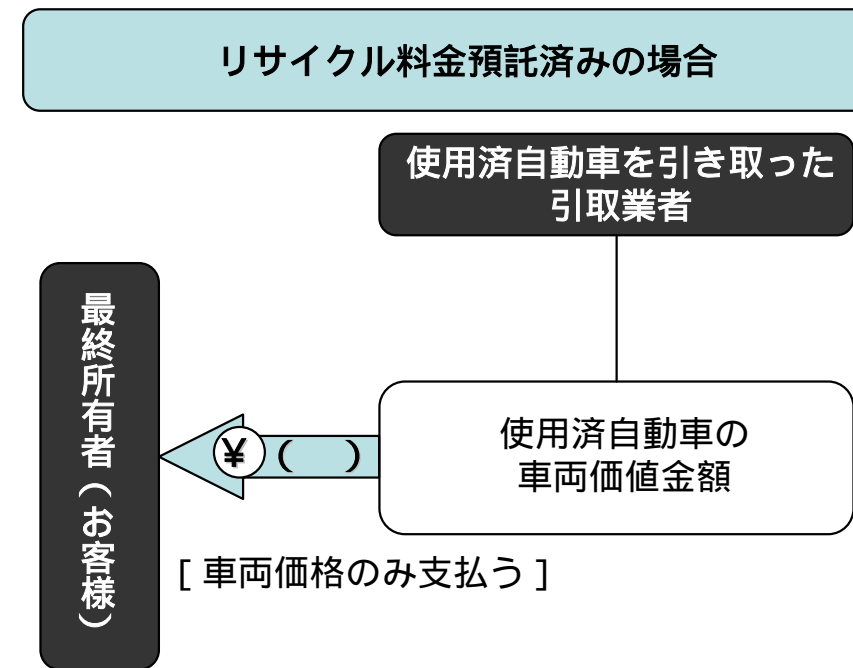
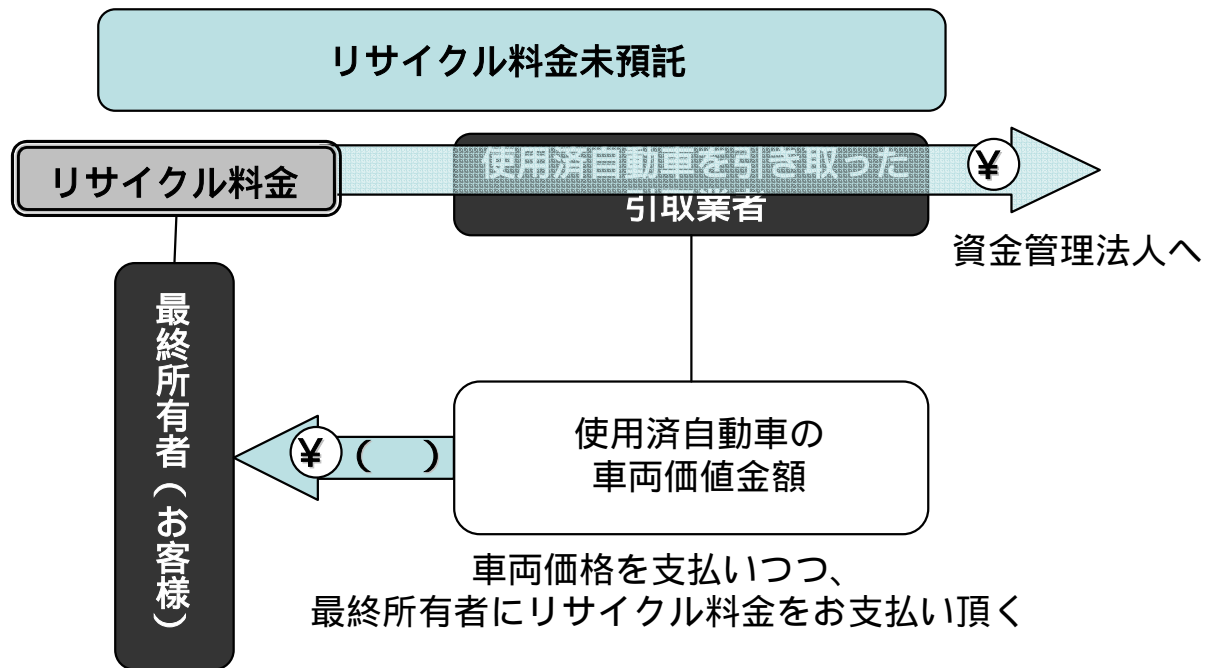
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車解体されたことを引取業者から連絡を受けた後に、道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出を行うことが必要です。 詳細はQ 1 1へ

# 1. リサイクル料金に関するやり取りの違い

## (1) 中古車として下取る場合



## (2) 使用済自動車として引き取る場合



( ) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。

Q 1 0 使用済自動車を引き取る際に、最終所有者から適正処理費用、運搬費用の支払いを求めることは違法ですか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法における考え方

本年の1月1日以降に使用済みとなる自動車は、自動車リサイクル法に基づき自動車所有者にリサイクル料金を事前に預託して頂いているか、又は、使用済みとする際にリサイクル料金を預託して頂くこととなります。

このため、使用済自動車の取引価格はその分上昇し、概ね有価となることが想定されています。

しかしながら、中には適正処理費用をお客様に求めることが必要な使用済自動車が存在することも想定されますし、また、使用済自動車の運搬に費用が発生する場合などについて、これらの費用をリサイクル料金とは別のものとして最終所有者にお支払い頂くことは可能です。ただし、その際は、何故そのような費用が必要となるのかを、最終所有者に対し明確に説明して頂くことが必要と考えられます。

# Q 1 1 抹消登録制度・自動車重量税還付制度とはどのような制度か？

(A)

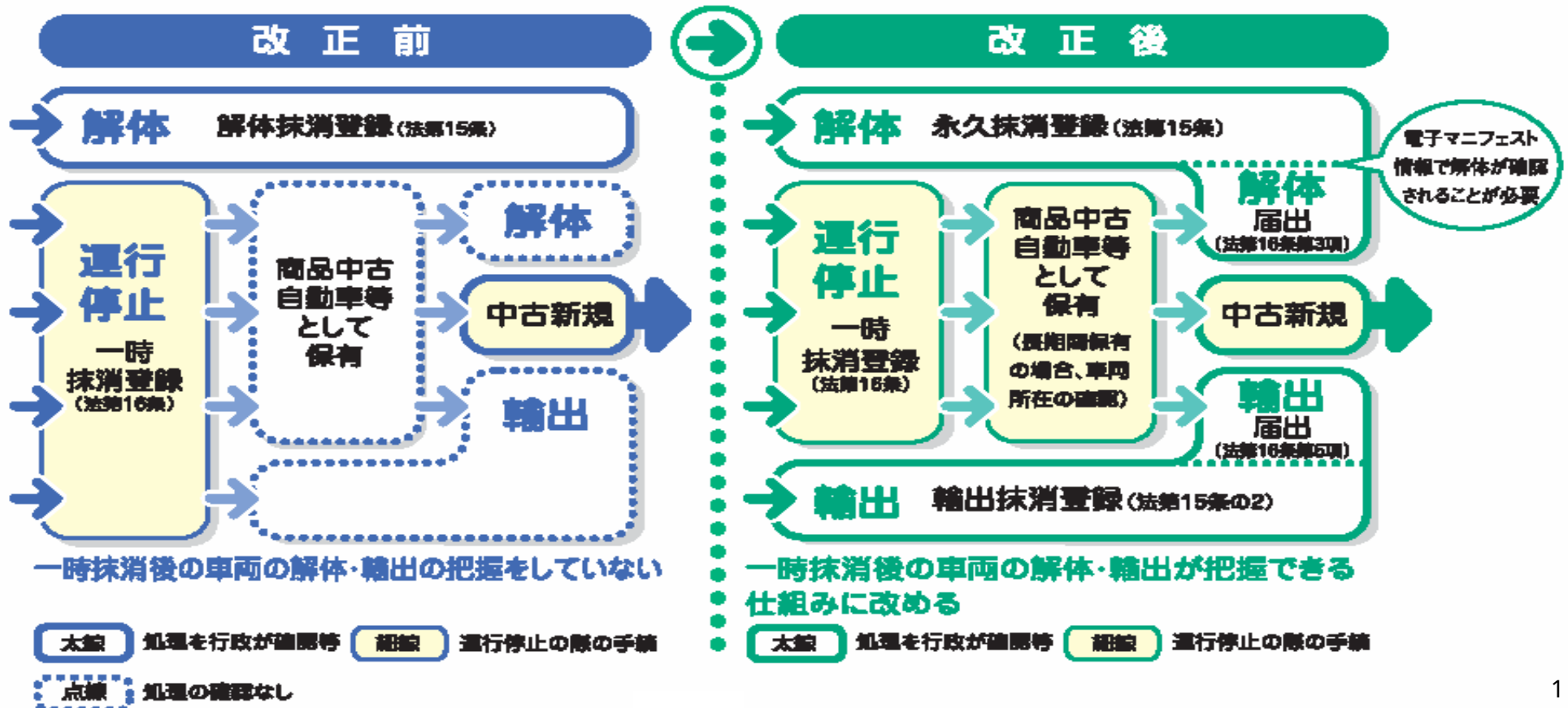
## 1. 道路運送車両法の改正内容

これまでは、一時抹消登録（使用中止の車検証の返納）を行った後、解体あるいは輸出を行った場合でもあっても何ら運輸支局等への手続きは不要でしたが、今後は必ず届出が必要。中古車として輸出する場合は、輸出抹消仮登録申請又は輸出予定届出が必要。

また、これまでは産廃マニフェストのB2票や解体業者が発行する解体証明を利用して永久抹消登録（解体事由）を行っていましたが、今後、永久抹消登録（解体事由）・解体届出は、引取業者が、自らが引き取った使用済自動車が解体されたことをパソコン画面上で確認し、これを最終所有者に通知して行うこととなります。

なお、申請手続きを従来通り引取業者が代行することも想定されます。

### 【抹消登録制度の改正】





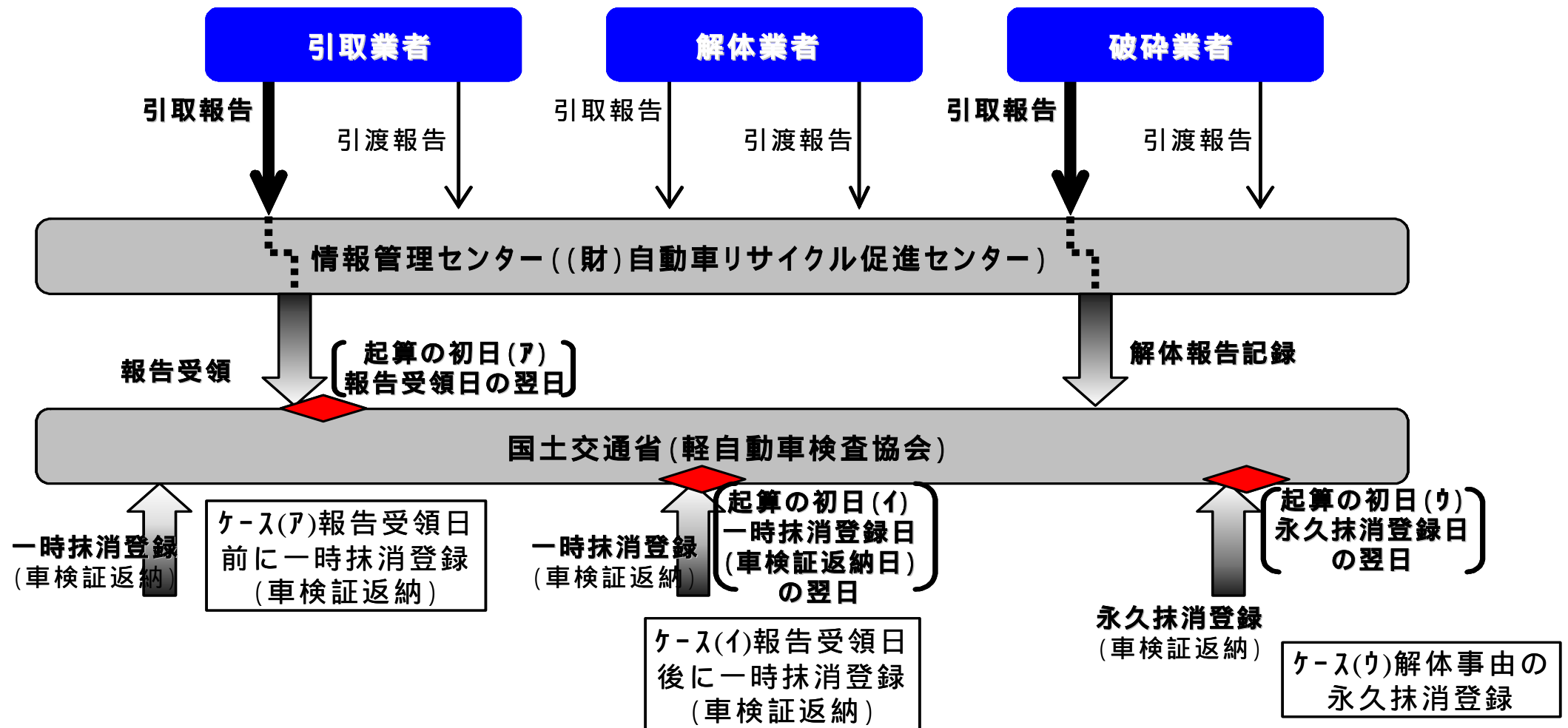
## 2. 自動車重量税の還付制度

自動車重量税の還付制度は、使用済みとする時（ ）の車検証の残存期間に応じて最終所有者に自動車重量税を還付する制度です。

自動車重量税の還付申請は、永久抹消登録申請（解体事由）・解体届出と同時に運輸支局等に行います。

（ ）『引取業者の引取報告の翌営業日と一時抹消登録日のどちらか遅い日』または『永久抹消登録日』の翌日が車検証の残存期間を計算する際の起算日となる。

また、還付金額は月割りで計算し、端数は切り捨てとなります。



### 3. 永久抹消登録申請・解体届出、自動車重量税還付申請の具体的方法

#### (1) 申請書の様式

永久抹消登録申請書・解体届出書と自動車重量税の還付申請書は以下のように一体の様式となっており、必要事項を記入して運輸支局等に提出して頂くことが必要です。

第1号様式

<input type="checkbox"/> 永久抹消登録申請書 <input type="checkbox"/> 解体届出書 <input type="checkbox"/> 自動車重量税還付申請書		第3号様式の3
①業務種別    ⑨出張    ⑩処理    ⑪制限解除    ⑫重量税還付申請の有無    ⑬自動車登録番号    ⑭車台番号		
⑦解体届出(解体)    ⑧訂正    ①全解除    ②戻元    ③返当載託    ④なし		
自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)		
⑮氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。) 申請者 1 個人    2 法人    1 補充有		⑯移動報告番号
⑰住所 住所コードで記入して下さい。(番、号、室地、棟番号等) 漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。) 申請者 漢字補充区分 1 補充有 2 外字有 3 補充、外字有 住所補充区分 1 補充有		
⑱郵便番号    ⑲電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入)    ⑳代理受領者有無区分    ㉑共同所有者区分		
㉒金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。) 表込先口座 ⑳支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名称欄に種別まで記入。) ㉓口座番号又は記号番号		㉒金融機関種別 0 郵便局    3 信用組合    6 農業協同組合    9 その他 1 銀行    4 労働金庫    7 信用農業協同組合連合会 2 信用金庫    5 信用農業協同組合連合会    8 漁業協同組合
㉔氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。) 代理受領者 漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。) ㉕住所 住所コードで記入して下さい。(番、号、室地、棟番号等) 漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。) 代理受領者 漢字補充区分 1 補充有 2 外字有 3 補充、外字有 住所補充区分 1 補充有		㉓支店種別 1 本店    3 出張所    5 本所    9 その他 2 支店    4 代理店    6 支所
㉖郵便番号    ㉗電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入)		㉔座種類 1 普通預金    3 納税準備預金    5 別当預金    9 その他 2 当座預金    4 通知預金    6 貯蓄預金
申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 住所		運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成 年 月 日
申請代理人 氏名 住所 代理受領者 氏名又は名称 住所		還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり
解体報告記録がなされた年月日 平成 年 月 日		

( 2 ) 申請の委任

代理人が永久抹消登録申請・解体届出と自動車重量税の還付申請を行う場合は、その権限を証する書面として以下の委任状の添付が必要となります。

なお、1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 を行う場合は、使用済自動車の所有者（申請人）の印鑑証明が必要です。

また、国税通則法に基づき、還付申請書の申請代理人の氏名欄には押印が必要となりますので、ご注意ください。

委 任 状					
受任者	氏 名				
	住 所				
上記の者に下記自動車の	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 10px;">{</td><td style="padding: 5px;">1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請</td><td style="width: 10px;">}</td></tr></table>	{	1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請	}	
{	1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請	}			
	に関する権限を委任する。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 50%;">自動車登録番号</th><th style="width: 50%;">車台番号</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 30px;"></td><td></td></tr></tbody></table>		自動車登録番号	車台番号		
自動車登録番号	車台番号				
平成 年 月 日					
委任者(使用済自動車の所有者)					
(フリガナ)	<input style="width: 90%;" type="text"/>				
氏名又は名称	印				
<hr style="border: 1px solid black;"/>					
住 所					
<hr style="border: 1px solid black;"/>					

(3) 還付金の受領委任

代理人が還付金を受領しようとする時は、その権限を証する書面として以下の委任状が必要となります。

また、受領権限の委任状は使用済自動車の最終所有者（申請人）の自筆による署名が必要です。

委 任 状	
受任者	氏 名
	住 所
上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。	
自動車登録番号	車 台 番 号
平成 年 月 日	
委任者(使用済自動車の所有者)	
(フリガナ)	
氏名又は名称	印
住 所	
御 ① 委任状は、 <u>委任者が自署・押印してください。</u>	
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び	
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。	

(4) 自動車重量税の還付申請時に交付される書面

自動車重量税の還付申請を行った場合は、運輸支局等より以下の書面が交付されます。  
掲載事項をご確認頂き、誤りがあった場合は速やかに申し出るようにして下さい。

第2号様式

## 自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成17年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号	品川500さ1234	○車台番号	NCR33-1234567
○還付を受けようとする金額	12,600円		
○申請者	氏名又は名称	コクド タロウ	
		国土 太郎	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8111	
○代理受領者	氏名又は名称	カブシキガイシャ コクドコウツウモータースシステムサービスジャパン	
		株式会社 国土交通モータースシステムサービス (補完有)	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8112	
○振込先口座	金融機関名・支店名	千代田銀行霞ヶ関支店	
	口座種類	普通預金	
	口座番号	1234567	

※ 還付を受けようとする金額の計算方法

納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法行令第五十一条の二第三項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 37,800円 × 8月 ÷ 24月

(参考) 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、  
確定日 平成17年 4月 1日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年12月10日

《お知らせ》後日、所轄税務署からこの記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。  
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等  
ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本工業規格A列4番)

# 中古車の売買について

## Q 1 2 リサイクル料金の会計処理の方法は？

( A )

1 . 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い  
 [ 預託した自動車所有者における会計処理 ]

リサイクル料金のうち、a シュレッダーダスト料金、b エアバッグ類料金、c フロン類料金、d 情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上して下さい（リサイクル預託金）。費用処理はできません。

一方、e 資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

リサイクル料金の項目	科目	
a シュレッダーダスト料金	リサイクル 預託金	1 . 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い 所有者の資産として計上 2 . リサイクル預託金預託済み自動車の中古車売買時の取扱い 新所有者が旧所有者に車両価値金額に加えてリサイクル預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払う 新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金を現金に振替え（購入時と譲渡時で同額のリサイクル預託金相当額の授受を行うため課税所得は生じない） リサイクル預託金相当額の授受は、金銭債権の譲渡であるため、消費税法上の非課税取引となる（車両価格は課税取引であるため、別々の会計処理が必要） 3 . 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い 使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で資産として計上していたリサイクル預託金の費用処理が可能 リサイクル料金が未預託の自動車で、使用済自動車を引取業者に引き渡す際にリサイクル料金を支払った場合は、その時点で全ての料金について費用処理が可能
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理が可能

## 2. リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時の取扱い

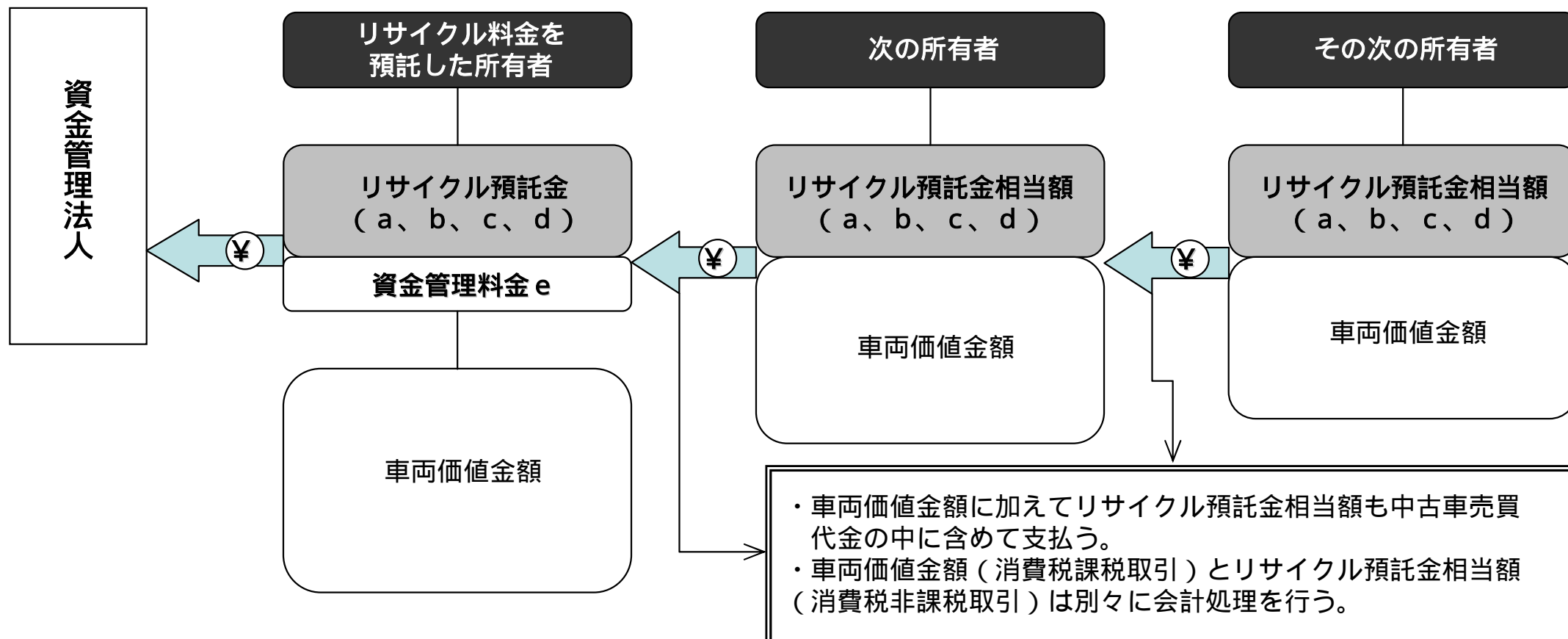
[ 中古車売買の当事者における金銭の授受及び会計処理 ]

リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。

新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。

新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。

リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡と整理されるため、消費税法上の非課税取引となります。このため、車両価値金額とリサイクル預託金相当額は、別々に会計処理を行うことが必要です。





### 3．使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い

[ 最終所有者における会計処理 ]

( 1 ) リサイクル料金預託済みの自動車を**使用済自動車にする場合**

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で、それまで資産として計上していたリサイクル預託金を費用処理することが可能となります。

なお、使用過程中にエアコンを後付装備した場合など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、既にリサイクル料金が預託されているものの、一部にリサイクル料金未預託の装備があり、これに関する支払いが必要となる（この場合、フロン類のリサイクル料金及び資金管理料金の支払いが必要）場合は、それまで資産として計上していたリサイクル預託金とその時点で支払う料金の全てを費用処理することが可能です。

( 2 ) リサイクル料金未預託の自動車を**使用済自動車にする場合**

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で支払った全ての料金について、その時点で費用処理することが可能です。

Q 1 3 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金の取扱いは？

( A )

1 . 新車販売時の注文書

車両本体価格とリサイクル料金の額の双方を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

2 . 中古車販売時の注文書

( 1 ) リサイクル料金未預託の自動車を販売する際の取扱い

リサイクル料金の預託が必要な場合 ( 車検切れ車両、一時抹消登録車両 )

車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

リサイクル料金の預託が不要な場合 ( 車検残り車両、登録車両 )

これまで通り、車両価値金額を注文書に表示して下さい。

( 2 ) リサイクル料金預託済みの自動車を販売する際の取扱い ( 以下のいずれの方法でも可 )

販売価格に含めないで表示

[ A ] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[ B ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面 ( 通知書 ) により明示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、商談時に別書面 ( 通知書 ) により明示

( 別書面 ( 通知書 ) は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要 )

## 販売価格に含めて表示

### [ A ] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

### [ B ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、別書面（通知書）により明示

（別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要）

### [ C ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、リサイクル券で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、リサイクル券により明示（リサイクル券が紛失された場合、リサイクル券を再発行する、又は別書面（通知書）により明示）

この場合であっても、リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡であり、消費税法上の非課税取引となりますので、車両価値金額とは別に会計処理を行うことが必要です。

## 3. リサイクル預託金預託済み中古車下取時の注文書（以下のいずれの方法でも可）

### 下取価格に含めないで表示

中古車販売時と同様に、－[ A ]又は－[ B ]

### 下取価格に含めて表示

中古車販売時と同様に、－[ A ]又は－[ B ]又は－[ C ]

#### 4 . 使用済自動車引取時の注文書

- ( 1 ) リサイクル料金未預託（後付装備がある場合の一部未預託の場合を含む）の使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が必要な場合）  
車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。  
リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。
- ( 2 ) リサイクル料金預託済みの使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が不要な場合）  
これまで通り、車両価値金額（ ）を注文書に表示して下さい。
- ( ) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。なお、使用済自動車の状態によっては処理費用が必要な場合もあり、また引取業者が運搬を行った場合において発生する費用については、最終所有者に請求することも可能です。

[ リサイクル預託金預託済みの中古車販売・下取時の注文書等のイメージ ]

車両価値金額：105万円（消費税込み）、リサイクル預託金相当額：1万5千円の場合

- [ A ] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

注文書
販売価格：105万円 リサイクル預託金相当額：1.5万円
印紙200円

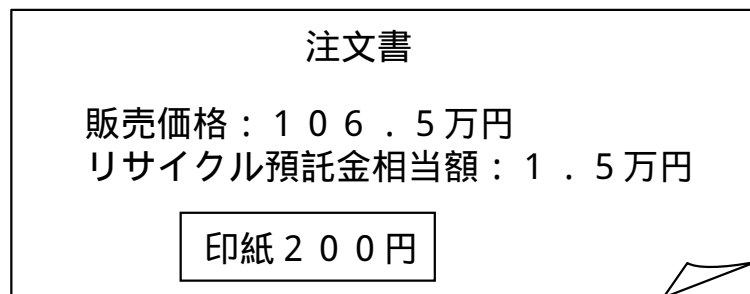
- [ B ] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

注文書
販売価格：105万円

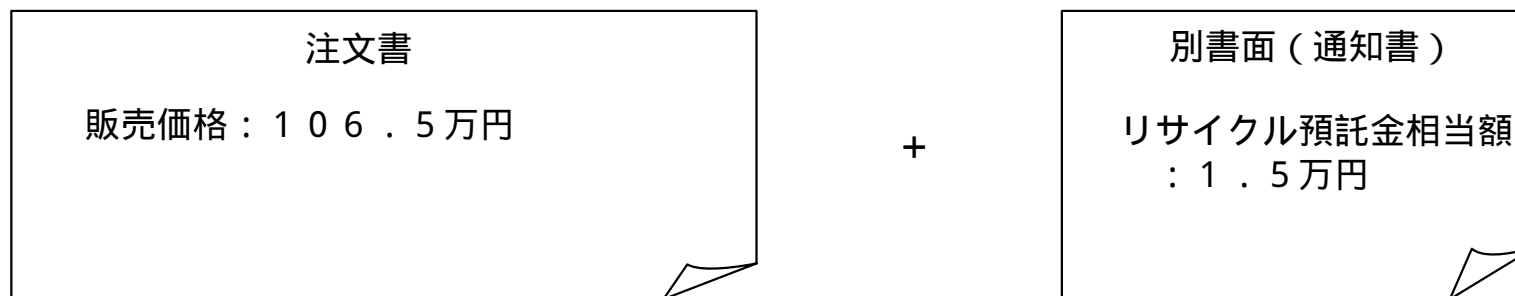
+

別書面（通知書）
リサイクル預託金相当額 ：1.5万円

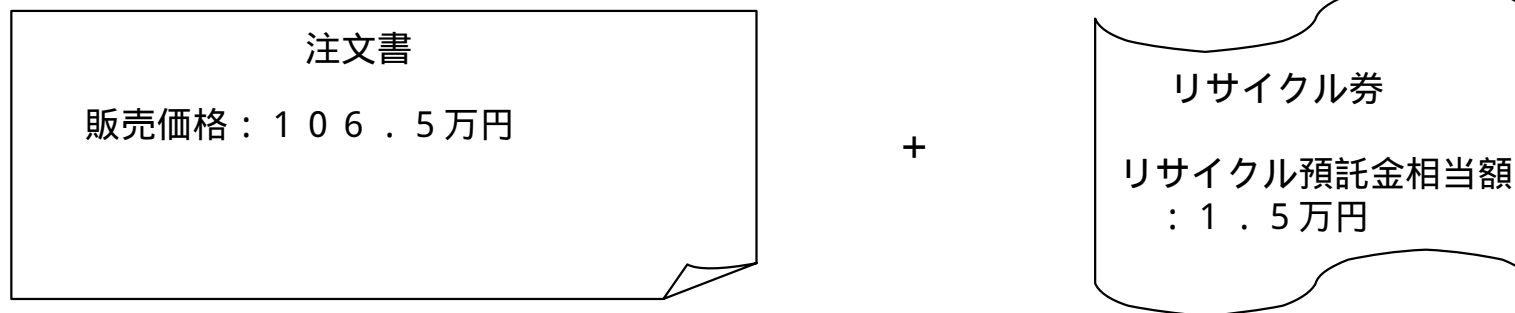
- [ A ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示



- [ B ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示



- [ C ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額はリサイクル券で明示



Q 1 4 リサイクル料金預託済みの中古車を輸出した場合のリサイクル料金の返還を受けるにはどのようにすれば良いのか？

( A )

1 . 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

リサイクル料金が預託されている自動車を中古車として輸出した場合には、輸出した者（主として中古車輸出業者を想定）からの申請に応じ、資金管理人からリサイクル預託金相当額（ a シュレッダーダスト料金、 b エアバッグ類料金、 c フロン類料金、 d 情報管理料金の合計額）から一定の手数料（輸出返還手数料）を差し引いた額が返還されます。

2 . リサイクル料金の返還申請について

( 1 ) 申請方法

リサイクル料金の返還申請については、返還申請書と添付書類を資金管理人に郵送して頂きます。

返還申請書を作成するには、 保有するパソコンを利用する方法と 保有するパソコンを利用しない（定められたフォーマットに手書きで記載）方法の 2 種類の方法が存在。

保有するパソコンを利用する方法は、 保有するパソコンを利用しない方法よりも実務上の利便性が高いことに加え、輸出返還手数料も低額（パソコン申請：950円/台、パソコン以外の申請：1390円/台）ですので、のご利用をおすすめ致します。

を利用するためには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

( 2 ) 添付書類

リサイクル料金の返還申請の際には、以下の添付書類が必要です。

- ・ 改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（または輸出予定届出証明書）の写し
- ・ 輸出した自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- ・ 輸出した自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し

ただし、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出については、輸出予定日が平成17年7月1日以降のものから対象となりますのでご注意ください。

# 各都道府県・保健所設置市の自動車リサイクル法担当課室

自治体名	部局名	電話番号
北海道	環境生活部環境室循環型社会推進課	011-231-4111(内24322)
旭川市	環境部環境対策課産業廃棄物係	0166-26-1111(内5218)
札幌市	環境局清掃事業部事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部廃棄物対策課	013-51-0740
小樽市	環境部管理課指導係	0134-32-4111
青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249
岩手県	環境生活部循環資源推進課	019-629-5381
宮城県	環境生活部資源循環推進課	022-211-2656
仙台市	環境局廃棄物事業部廃棄物指導課	022-214-8236
秋田県	生活環境文化部環境整備課	018-860-1623
秋田市	環境部廃棄物対策課	018-866-2943
山形県	文化環境部環境整備課	023-630-2311
福島県	生活環境部環境共生領域循環型社会推進グループ	024-521-7813
郡山市	環境衛生部廃棄物対策課	024-924-3171
いわき市	環境部廃棄物対策課	0246-22-7604
茨城県	生活環境部廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県	生活環境部環境局環境政策課	028-623-3187
宇都宮市	環境部資源循環推進課	028-632-2414
群馬県	環境生活部環境政策課	027-226-2824
埼玉県	環境防災部廃棄物指導課	048-830-3137
さいたま市	環境経済局環境部産業廃棄物指導課	048-827-8514
川越市	環境部産業廃棄物指導課	049-224-8811(内2641)
千葉県	環境生活部資源循環推進課資源循環推進室	043-223-4658
千葉市	環境局環境管理部環境事業総務課	043-245-5683
船橋市	環境部産業廃棄物課	047-436-3814
東京都	環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課	03-5388-3571
神奈川県	環境農政部廃棄物対策課	045-210-4151
横浜市	環境事業局廃棄物適正処理部産業廃棄物対策課	045-671-4090
川崎市	環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2593
横須賀市	環境部環境管理課	046-822-8418
相模原市	環境事業部廃棄物指導課	042-769-8335
新潟県	県民生活・環境部廃棄物対策課	025-280-5163
新潟市	市民局環境部清掃課産業廃棄物対策係	025-228-1000(内2763)
富山県	生活環境部環境政策課廃棄物対策班	076-444-9618
富山市	環境部環境政策課	076-443-2178
石川県	環境安全部廃棄物対策課資源循環推進室	076-225-1474
金沢市	環境部環境総務課	076-220-2304
福井県	福祉環境部廃棄物対策課	0776-20-0317
山梨県	森林環境部環境整備課	055-223-1515
長野県	生活環境部廃棄物対策課	026-235-7181
長野市	環境部廃棄物対策課	026-224-7320
岐阜県	健康福祉環境部環境局廃棄物対策室	058-272-1111(内2713)
岐阜市	環境事業部環境指導室	058-265-4141(内6271)
静岡県	環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室	054-221-2426
静岡市	環境部産業廃棄物対策課	054-221-1363
浜松市	環境部廃棄物対策課	053-453-6110
愛知県	環境部廃棄物対策課	052-954-6233
名古屋市	環境局事業部産業廃棄物指導課	052-972-2391
豊橋市	環境部廃棄物対策課	0532-51-2410
豊田市	環境部産業廃棄物課	0565-34-6710
岡崎市	環境部廃棄物対策課	0564-23-6871
三重県	環境森林部廃棄物対策室	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部廃棄物対策課	077-528-3474

自治体名	部局名	電話番号
京都府	企画環境部循環型社会推進課	075-414-4714
京都市	環境局事業部廃棄物指導課	075-213-0926
大阪府	環境農林水産部環境指導室環境保全課自動車処理対策グループ	06-6941-0351(内3863)
大阪市	環境事業局事業部規制指導課	06-6630-3284
堺市	環境局環境共生部循環型社会推進室	072-228-7476
東大阪市	環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	環境部環境政策室産業廃棄物指導課	072-674-7587
兵庫県	健康生活部環境局環境整備課産業廃棄物指導係	078-362-3279
神戸市	環境局事業系ごみ対策課	078-322-6428
姫路市	環境局美化部産業廃棄物対策課	0792-21-2405
尼崎市	美化環境局環境対策部公害対策課産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	環境局環境緑化部産業廃棄物対策課	0798-35-3277
奈良県	生活環境部廃棄物対策課	0742-27-8747
奈良市	企画部産業廃棄物対策課	0742-34-4592
和歌山県	環境生活部環境政策局循環型社会推進課	073-441-2677
和歌山市	生活環境部産業廃棄物課	073-435-1221
鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7564
島根県	環境生活部廃棄物対策課	0852-22-6302
岡山県	生活環境部廃棄物対策課	086-226-7308
岡山市	環境局環境保全部産業廃棄物対策課	086-803-1303
倉敷市	環境部産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島県	環境生活部環境局廃棄物対策総室産業廃棄物対策室	082-513-2963
広島市	環境局業務部産業廃棄物指導課	082-504-2226
呉市	環境部環境政策課	0823-25-3302
福山市	環境部産業廃棄物対策課	084-928-1168
山口県	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
下関市	環境部環境保全課	0832-52-7152
徳島県	県民環境局廃棄物対策課	088-621-2268
香川県	環境森林部廃棄物対策課	087-832-3226
高松市	環境部廃棄物指導課	087-839-2380
愛媛県	県民環境部環境局廃棄物対策課	089-912-2356
松山市	環境部廃棄物対策課	089-948-6914
高知県	文化環境部廃棄物対策課	088-823-9688
高知市	環境部廃棄物対策課	088-823-9427
福岡県	環境部廃棄物対策課	092-643-3363
福岡市	環境局ごみ対策部産業廃棄物指導課	092-711-4303
北九州市	環境局業務部廃棄物指導課	093-582-2177
大牟田市	環境部廃棄物対策課	0944-41-2732
佐賀県	くらし環境本部廃棄物対策課	0952-25-7078
長崎県	県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課	095-821-4499
長崎市	環境部廃棄物対策課産業廃棄物係	095-829-1159
佐世保市	環境部廃棄物リサイクル対策課	0956-20-0660
熊本県	環境生活部廃棄物対策課	096-383-1111(内7368)
熊本市	環境保全局環境事業部減量化推進課	096-328-2365
大分県	生活環境部廃棄物対策課	097-536-1111(内3137)
大分市	環境部清掃管理課産業廃棄物対策室	097-534-6111(内1527)
宮崎県	環境森林部環境対策推進課	0985-26-7083
宮崎市	環境部環境保全課	0985-21-1761
鹿児島県	環境生活部環境整備課	099-286-2594
鹿児島市	環境局環境部環境総務課	099-216-1289
沖縄県	文化環境部環境整備課	098-866-2231